

改善勧告の内容及び改善状況

令和7年1月24日現在

	改善勧告の内容		改善状況
(1)	保育に従事するものの数及び資格 (指導監督基準第1)	保育従事者の配置について、主たる開所時間である11時間については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。 また、保育に従事する者のおおむね3分の1以上は保育士又は看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者であること。	未改善
(2)	安全確保 (指導監督基準第7)	安全計画を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。 また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。	未改善
(3)	利用者への情報提供 (指導監督基準第8)	利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付すること。	未改善
(4)	職員に関する帳簿 (指導監督基準第9)	職員に関する帳簿等の整備がされていないので、早急に整備すること。	未改善
(5)	児童に関する帳簿 (指導監督基準第9)	保育している児童の状況を明らかにする帳簿等が整備されていないので、早急に整備すること。	未改善